

被害者担当官等地方別協議会における協議題について

1 被害者担当官等地方別協議会について

各庁の現状を共有し、被害者等施策の一層効果的な運用を図ることを目的として毎年
年末頃開催しているものであり、その年度ごとに複数の協議題を設定し、全5ブロッ
クにて協議を実施している。

2 被害者担当官等地方別協議会における協議題について

本協議会関係の文書の保存期間は3年である。

(1) 平成30年度

- ・ 被害者等の制度利用に対する満足度を高めるための方策について(共通協議題)
- ・ 関係機関・団体との「顔の見える関係」の構築について(共通協議題)
- ・ 被害者等への謝罪や被害弁償等に係る加害者への指導につき被害者担当官等が果たし得る役割について(事例検討)

(2) 平成29年度

- ・ 被害者担当官等及び被害者担当保護司のスキルアップのための方策について(共通協議題)
- ・ 心情等伝達制度の適切な運用及び処遇部門との連携について(共通協議題)
- ・ 更生保護における犯罪被害者等施策を利用した犯罪被害当事者による講話

(3) 平成28年度

- ・ 更生保護における犯罪被害者等施策のより効果的な広報及び被害者等の負担を軽減し各制度の利便性を向上させるための方策について(共通協議題)
- ・ 被害者担当官等と処遇部門との連携について(共通協議題)
- ・ 実施区域管内の犯罪被害者等施策の実施状況等を踏まえた協議